

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 大田区休養村とうぶ（以下、「休養村」という。）が宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 休養村が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

- 第2条 休養村に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を休養村に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名、連絡先
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) その他休養村が必要と認める事項
- 2 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、休養村は、前項第2号の宿泊日から数え「4泊5日」までは延泊として処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、休養村が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、休養村が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第4条 休養村は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊の申し込みをしようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊の申し込みをしようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、および暴力団準構成員ならびに暴力団関係者、その他の反社会勢力であると認められるとき。
 - (5) 宿泊の申し込みをしようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - (6) 宿泊の申し込みをしようとする者が、法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの。
 - (7) 宿泊の申し込みをしようとする者が、宿泊に関してまたは休養村内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、使用禁止薬物の所持もしくは使用、他の利用客に著しく迷惑を及ぼす行為をするおそれがあるとき。
 - (8) 宿泊の申し込みをしようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。

- (9) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (11) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び、宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (12) 大田区休養村とうぶ条例（平成10年大田区条例第6号、以下「条例」という。）第3条第2項各号に該当するとき。

（宿泊客の契約解除権）

第5条 宿泊客は、休養村に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 休養村は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3 休養村は、宿泊客が連絡しないで宿泊当日の午後10時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（休養村の契約解除権）

第6条 休養村は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）による暴力団およびその構成員ならびにその関係者、その他の反社会勢力であると認められるとき。
 - (2) 宿泊客が、宿泊に関してまたは休養村内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、使用禁止薬物の所持もしくは使用、他の利用客に著しく迷惑を及ぼす行為、その他法令公序良俗に反する行為をするおそれがあるとき。
 - (3) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 条例第3条第2項各号に該当したとき。
 - (5) 宿泊客が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、及び、宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他休養村が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- 2 休養村が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第7条 宿泊者は、宿泊日当日、休養村のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、年令、性別、住所及び職業。
 - (2) 日本国内に住所登録地のない外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。
（確認の為、パスポートのコピーをとらせていただきます。）
 - (3) その他休養村が必要と認める事項。
- 2 宿泊客が第11条の料金の支払いを休養村が認めた宿泊券・クレジットカード等、通貨（日本円）に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第8条 宿泊客が休養村の客室を使用できる時間は、14:00から翌日10:00までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日又はルームチェンジ日等を除き、終日使用することができます。

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、休養村においては、休養村が定めて休養村内に掲示した宿泊利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第10条 休養村の主な施設等の営業時間は原則として次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーションブックでご案内いたします。

(1) フロントサービス時間

イ 門限（ロビー階玄関） 23:00

ロ フロント 7:00～22:00

(2) レストランサービス時間

イ 夕食 17:30～20:30（ドリンクラストオーダー20:00）

ロ 朝食 7:00～9:00

2 前項の時間は、必要な場合には変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨（日本円）又は休養村が認めた宿泊割引券・クレジットカード等、これに代わり得る方法により、宿泊客のチェックアウトの際、フロントにおいて行っていただきます。

3 休養村が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(休養村の責)

第12条 休養村は、宿泊約款及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが休養村の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室が提供できないときの取扱い)

第13条 休養村は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

(寄託物等の取扱い)

第14条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、休養村は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、宿泊客がその種類及び価額の申告を行わなかったときは、休養村は1万円を限度としてその損害を賠償します。

(宿泊客の荷物又は携帯品の保管)

第15条 宿泊客の荷物が、宿泊に先立って休養村に到着した場合は、その到着前に休養村が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の荷物又は携帯品が休養村に置き忘れられていた場合は、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて14日間休養村にて保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。(飲食物・雑誌に関しては即日処分とさせていただきます。)

(駐車の実責任)

第16条 宿泊客が休養村の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、休養村は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、休養村の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の実責任)

第17条 宿泊客の故意又は過失により休養村が損害を被ったときは、当該宿泊客は休養村に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第11条第1項関係)

		内 容
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料 (室料+夕食等の飲食料)
	追加料金	②追加飲食 (①に含まれるものを除く)
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税

別表第2 違約金 (第5条2項関係)

	1泊目	2泊目	3泊目	4泊目
無断取り消し	室料+食事代	室料	室料	室料
当日取り消し	室料+食事代	室料	なし	なし
前日取り消し	室料	なし	なし	なし